

横芝光町制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、横芝光町が発注する工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れその他の契約（財産の売払い及び物件の貸付けの契約を除く。以下「発注建設工事等」という。）の入札に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により入札参加者に必要な資格を定めて行う入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を実施することについて、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この告示の適用となる発注建設工事等は、次に掲げるものとする。
ただし、発注建設工事等の性質、目的その他特別の理由により制限付一般競争入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税の相当額を含む。以下同じ。）

が130万円を超える工事又は製造の請負

(2) 予定価格が80万円を超える財産の買入れ

(3) 予定価格が40万円を超える物件の借入れ

(4) 前3号に掲げる事業以外の事業で、予定価格が50万円を超えるもの

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 横芝光町建設工事等競争入札参加資格者名簿に発注建設工事等に対応する工種又は業種（以下「発注工種等」という。）で登載されていること。

(2) 建設工事にあつては、当該発注工事を管理し得る監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者を配置できること。ただし、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。

(3) 建設工事にあつては、当該発注工事に係る入札日において、当該工事場所より最近部が100メートル以内の地域で、町が発注した同一工種の工事の請負者、落札者又は落札候補者となっていないこと。

(4) 業務委託にあつては、当該委託業務を的確に遂行できる人員を配置できること。

2 前項に掲げるもののほか、発注建設工事等に応じて次に掲げる資格要件を設定することができる。

(1) 営業所の区分（本店又は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた支店等の別をいう。）及びその所在地に関すること。

(2) 発注工種等に係る町の格付等級に関すること。

(3) 発注工種等の総合評定値に関すること。

(4) 発注工種等の年平均完成工事高に関すること。

(5) 同種工事の施工実績又は同種業務の履行実績に関すること。

(6) その他発注建設工事等を施工又は履行するために必要と認められること。

3 前項の資格要件は、横芝光町建設工事等入札参加業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)において決定するものとする。

4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注工事の入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(4) 発注建設工事等に係る公告日から入札日までの期間内で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置又は建設業法に基づく発注工種ごとに設定される営業停止処分(処分内容に該当する場合に限る。)を受けている日がある者

(共通事項の公告)

第4条 町長は、制限付一般競争入札を実施しようとするときは、発注建設工事等に共通する資格要件、入札参加手続及び入札要領等(以下「共通事項」という。)について、あらかじめ公告するものとする。

2 前項の規定は、共通事項の内容を変更する場合において準用する。

(入札公告)

第5条 町長は、第3条第3項の規定により発注建設工事等に係る資格要件

が決定したときは、速やかに入札に関する事項（前条第1項に規定する共通事項を除く。）を公告（以下「入札公告」という。）するものとする。

2 入札公告は、公告文書（別記第1号様式）を横芝光町役場内に設置する入札・契約情報に関する掲示板に掲示し、横芝光町ホームページ（以下「ホームページ」という。）及び日刊の建設新聞紙に掲載して行うものとする。

3 入札公告の周知につき、他に適当な方法がある場合は、それを併用することができるものとする。

（現場説明並びに現場説明書、入札説明書及び設計図書等の縦覧）

第6条 発注建設工事等の現場説明書又は入札説明書は、入札公告と併せてホームページに掲載するものとする。

2 現場説明会は、必要に応じて実施する。

3 発注建設工事等の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次条に規定する申込期間中、契約担当課において縦覧に供するものとする。

（入札参加申込）

第7条 入札参加者は、制限付一般競争入札参加申込書（別記第2号様式以下「申込書」という。）を入札公告に定める期間（以下「申込期間」という。）内に契約担当課に提出しなければならない。

2 申込期間を過ぎて提出された申込書は、いかなる理由があっても受理しないものとする。

3 申込期間は、入札公告の日を含め、5日以上（閉庁日を含まない。）必要な日数とする。

4 申込書の提出方法は、原則として持参とする。ただし、必要に応じて郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99

号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送(以下「郵送等」という。)による提出を併用することができる。

5 郵送等による申込書は、締切日当日の消印のあるものは受理するものとする。この場合において、郵送と同時にファクシミリにより契約担当課に申込書の写しを送信するとともに、電話により着信を確認するものとする。

(事前確認及び設計図書等の貸与)

第8条 契約担当課長は、前条の規定により申込書の提出があったときは、当該申込者が第3条に規定する資格要件のうち、建設工事にあつては次に掲げる要件、製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れその他の契約にあつては第1号、第3号及び第5号に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

(1) 第3条第1項第1号に規定する要件

(2) 第3条第1項第3号に規定する要件

(3) 第3条第2項第1号に規定する要件

(4) 第3条第2項第2号又は第3号に規定する要件

(5) 第3条第4項第4号に規定する要件

2 契約担当課長は、前項の規定により資格要件を満たしていることを確認したときは、当該申込者に発注建設工事等に係る設計図書等を貸与又は有償にて配布(以下「貸与等」という。)するものとする。

3 設計図書等の貸与等を受けていない者は、入札に参加できない。

4 契約担当課長は、第1項に掲げる資格要件のいずれかを満たしていないことを確認したときは、当該申込者に入札参加資格が無い旨を通知するも

のとする。この場合において、通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に契約担当課長に書面をもって理由の説明を求めることができるものとし、契約担当課長は、書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答するものとする。

5 前項の規定は、第2項の規定により設計図書等を貸与等した後、入札日までの間に資格要件のいずれかを満たさないことが明らかになった者がいる場合に準用する。この場合において、契約担当課長は、貸与した設計図書等は速やかに返却させるものとする。ただし、有償にて配布した設計図書等は、この限りでない。

（設計図書等に対する質疑）

第9条 設計図書等の貸与等を受けた者は、当該設計図書等の内容に疑義があるときは、現場説明書又は入札説明書に記載した期限までに発注建設工事等担当課長に書面（以下「質問書」という。）をもって説明を求めることができる。

2 発注建設工事等担当課長は、前項の規定により質問書の提出があったときは、現場説明書又は入札説明書に記載した期日までに回答するものとする。ただし、当該回答が見積りに影響するものである場合は、設計図書等の貸与等を受けたすべての者に対して質問及び回答の内容を周知するものとする。

（見積期間）

第10条 入札のための見積期間は、第7条第1項に規定する申込期間の最終日の翌日から起算して5日以上（閉庁日を含まない。）必要な日数を確

保するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札執行者は、入札公告に定める日時及び場所において入札を執行するものとする。

2 入札参加者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

3 予定価格を入札前に公表する場合の入札回数は1回とし、予定価格を入札前に公表しない場合であって、予定価格を超えているときは、再度の入札を1回行うことができるものとする。

(工事費等内訳書の提出)

第12条 入札参加者は、入札に際し、工事費等内訳書(以下「内訳書」という。)を入札執行者に提出しなければならない。ただし、予定価格を入札前に公表しない場合にあつては、この限りでない。

2 内訳書は、項目、数量、単位、単価、金額等の内訳及び合計金額が明示され、その合計金額が入札書に記載した金額と一致したものでなければならない。

3 内訳書には、発注建設工事等の名称、場所、入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、押印しなければならない。

4 入札執行者は、入札参加者が内訳書を提出しない場合及び提出された内訳書に不備が認められる場合は、当該入札参加者のした入札を無効とすることができる。

(落札候補者の決定)

第13条 当該入札に最低制限価格を設けている場合は、予定価格の制限の

範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

2 当該入札に最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

3 入札執行者は、落札候補者及び次順位候補者が決定したときは、落札を保留し、落札候補者から順に入札参加資格の有無を確認し、後日落札者を決定する旨を宣言し、入札を終了するものとする。

4 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第14条 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定するものとする。くじの方法について、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の場合にあつては電子入札システムにより電子くじを実施するものとし、電子入札以外の場合にあつては当該入札をした者にくじを引かせるものとする。

2 前項の規定は、次順位候補者の順位を直ちに決定する必要がある場合に準用する。

(制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出)

第15条 入札執行者は、前2条の規定により落札候補者が決定したときは、当該候補者に対し、入札日を含めて3日以内（閉庁日を含まない。）に制限付一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式以下「申請書」と

いう。)を契約担当課に提出するよう指示するものとする。

- 2 落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示するものとする。

(落札候補者の資格確認)

第16条 契約担当課長は、落札候補者から申請書の提出があったときは、当該候補者の入札参加資格の有無について委員会に諮るものとする。

- 2 委員会は、当該候補者が入札参加資格を有する者又は有しない者であることを確認するものとする。
- 3 前項において確認する入札参加資格については、第3条の規定を準用する。この場合において、第3条第4項中「入札日」を「当該委員会開催日」と読み替えるものとする。
- 4 前2項の規定により当該候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、契約担当課長は、速やかにその旨を当該候補者に通知するとともに、次順位候補者に申請書の提出を指示するものとする。
- 5 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた候補者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に契約担当課長に書面をもって理由の説明を求めることができるものとし、契約担当課長は、書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答するものとする。
- 6 前各項の規定は、第3項の規定により次順位候補者に申請書の提出を指示した場合において準用する。

(落札決定)

第17条 前条第2項及び第3項の規定により、当該候補者が入札参加資格

を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。

この場合において、その他の候補者の資格確認は行わないものとする。

- 2 契約担当課長は、前項の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続について指示するものとする。

(入札結果の公表)

第18条 入札結果については、落札者が決定した後、速やかに公表するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別 記
第1号様式（第5条）

第 号

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

年 月 日

横芝光町長



事 業 名	
事 業 場 所	
事 業 期 間	年 月 日 限り
事 業 の 概 要	
予 定 価 格	円（消費税及び地方消費税を含む。）
最 低 制 限 価 格	
入札参加者の資格要件	
入 札 日 時	年 月 日（ ）午 時 分から
入 札 場 所	
入 札 参 加 手 続	入札参加希望者は、次により制限付一般競争入札参加申込書を提出し入札参加資格に関する事前確認を受けること。 1 申請期間 年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日を除く。) 2 提出方法 3 提出先
設 計 図 書 等	
そ の 他	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第2号様式（第7条）

制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

（あて先）横 芝 光 町 長

（申込者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

名簿登載番号

担当者指名

電 話 番 号

F A X 番 号

下記事業に係る制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加資格を確認の上申し込みます。

記

1 公 告 年 月 日 年 月 日

2 事 業 名

3 事 業 場 所

第3号様式（第15条）

制限付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先）横 芝 光 町 長

（申込者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記事業に係る制限付一般競争入札の落札候補者となったので、関係書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、横芝光町公告「横芝光町制限付一般競争入札に係る共通事項について」の第1(5)に該当しないこと及びこの申請書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入 札 年 月 日
- 2 事 業 名
- 3 事 業 場 所
- 4 資格確認申請項目